

国際大学

平成 22 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 23 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、国際大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしている
と認定する。

【認定期間】

平成 22(2010)年 4 月 1 日から平成 29(2017)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

理事会と評議員会の運営方法について改善し、平成 26(2014)年 7 月末までに改善報告書
(議事録など直近の 1 年度分の根拠資料を含む) を提出すること。

II 総評

大学の建学の精神は、「大学院のあり方」に「高度に専門的かつ学際的学識を具備し、そ
れを国際場裡で実践活用し得る人材を育成することをその主目的とする新しいプロフェッ
ショナル・スクールである」と定められている。また、大学の使命・目的は学則に明確に
定められているが、自己点検・評価の結果を受けて平成 22(2010)年内に変更することとす
るなど、大学の使命・目的を具体的なものにするべく不断の努力がなされている。関連諸
規程は大学ホームページに掲載されており、学内外に示されている。

大学は、国際関係学研究科と国際経営学研究科を開設する大学院大学であり、各々の研
究科教授会が教育方針などを形成するなど、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応で
きるよう整備され、教育研究上重要な意思決定機関として機能している。また、各研究科
が他研究科授業科目の履修制度などにより関連性を深めている。

教育課程では、専攻若しくはプログラムごとに教育目的に沿った教育課程の編成方針と
履修の要件が設定され、国際関係、国際経営の学識を涵養する目的に沿い、すべての授業
が英語で行われている。また、成績評価基準が GPA(Grade Point Average)制度に則り明
確に定められており、授業科目ごとに担当教員が成績評価の要件を定め、シラバスに記載
している。「修了生サーベイ」を 10 年以上実施しており、国際経営学研究科は世界的なビ
ジネス・スクールのランキングにおいて、日本の大学としては唯一 7 年間継続して高いラ
ンクを得ている。

入学者選抜方針は、それに相当する「アドミッション・クライテリア」が研究科ごとに
定められ、募集要項に明示されており、収容定員と入学定員の充足状況は適切である。ま
た、教学事項に係る学生委員会が組織され、教員との定期会合により、学生からの要望・
意見のくみ上げがなされている。40 か国以上からの留学生を対象に全寮制を実施し、図書
館の夜間開館やコンピュータ室を終日利用可能にするなど、きめ細かいサービス・支援を
行っている。

教員は適切に配置され、各研究科とも教員の年齢構成、専門分野別の構成なども適切で
ある。教員の採用・昇任の手続きや基準は規程などに定められ、適切に運用されている。

中でも教員の採用は国際公募を原則として行っており、制度として定着している。必修科目を含め大半の科目を専任教員が担当する体制が整えられている。教員の教育研究活動を活性化するため、過去3年間の業績と教員評価に基づく個人研究費の傾斜配分や、学内公募に基づく助成金制度が確立しており、一定の成果をあげている。

職員の組織編制の主眼を教育研究活動支援と大学組織の安定的運営支援に置き、「事務組織及び事務分掌規程」を定めて適切に人員配置がなされている。一方、職員の職能に応じた資格等級基準並びに総務・経理・教務・学生・図書・情報の6種類の職務に関する職能資格基準事例を、関連規程に詳細に定めて可視化するとともに、定期的に業績評価を行い処遇に反映している。教育研究活動支援については、特に科学研究費補助金、外部研究資金の獲得支援において、「経営推進室」などが教員の支援に当たり成果をあげている。

管理運営面では、決算の学内手続きに私立学校法に照らし不備があり、改善が必要である。学長、研究科長を構成員とする常任理事会を月1回開催しており、経営と教学の連携は図られている。

毎年消費支出超過が発生しており、銀行からの要請による期末越えの借入を除いても負債率が高く、新たな教育課程の設置に制約のある状況である。定員増を含めた学生数の確保などが計画されており、その実現に向けて努力している。財務情報は大学ホームページに掲載されており、適切に公開されている。外部資金の導入には、外国人教員のために科学研究費補助金の申請書類や要項などを英文化するなどの工夫もなされ、活発に行われている。

緑豊かな自然の中に大学設置基準を大きく上回る広大な敷地を有し、教育・研究施設のほか、学生や教員の居住施設まで整えたキャンパスとなっている。豪雪地帯という地域性を考慮し、キャンパス内は傘なしで行き来できるように工夫されており、適切に整備されている。建物は新耐震基準以前のもも同基準に準拠して建設されており、耐震性は確保されている。

経済界や地域社会の支援を背景に設立された大学であることから、社会に開かれた大学を目指して活発な活動が展開されている。野球場の運営を南魚沼市に委託し地域の利用に供したり、南魚沼市が実施している文部科学省認定の教育課程特例校「国際科」へ留学生を派遣するなど、親密な関係を築いている。東京にある「国際大学グローバル・コミュニケーション・センター(GLOCOM)」では、企業、官公庁、各種団体などとの連携によりセミナー、シンポジウム、委託研究などを行っており、企業などと適切な関係が構築されている。

組織倫理の確立を図るため、平成18(2006)年には「倫理委員会規程」が制定され、人権侵害を防止するための「倫理委員会ガイドライン」が制定された。平成22(2010)年には「内部監査規程」「公益通報等に関する規程」が整備されている。先年の中越地震、中越沖地震の経験を踏まえて、平成22(2010)年に「危機管理規程」を制定し、避難訓練も実施している。

総じて、建学の精神に基づいた独自性ある教育研究活動を行い、学生支援にさまざまな工夫を凝らしている。設立の経緯を踏まえ、今後とも経済界や地域社会の期待に応える優れた国際的に評価される大学として社会的責務を果たすことが期待される。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神は、「大学院のあり方」に「高度に専門的かつ学際的学識を具備し、それを国際場裡で実践活用し得る人材を育成することをその主目的とする」と定められている。

また、大学の使命・目的は学則に明確に定められているほか、平成 17(2005)年から平成 18(2006)年に行われた自己点検・評価の中で、建学の精神をもとに見直され、以下のように再定義された。

「国際大学は、国際社会や国際ビジネスが直面する諸問題を実践的に解決していくために必要な学術の理論と応用の研究に取り組み、その教育を通して、高度に専門的な知識と技能及び異文化に対する深い理解と共感をもったグローバル・リーダーを育成し、もって国際社会の発展に寄与することを目的とする。」

これを受けて平成 22(2010)年内には学則を変更するなど、大学の使命・目的を具体的なものにすべく不断の努力がなされている。

大学は、英語による教育や多様な留学生の受入れ、全寮制の実施などにより国際的専門人材を育成しており、大学の使命・目的は具現化されている。

更に、「大学院の目的に関する規程」を制定し、大学及び研究科の教育研究上の目的をより明確にしている。

「大学院のあり方」「大学院自己点検・評価報告書 2006 年」「大学院の目的に関する規程」は大学ホームページに全文が掲載され、学内外に示されている。

また、これらの規程類や学則を学内の「Web 規程集」に収め、教職員が随時閲覧できるようにし、学内への周知を図っている。

【優れた点】

- ・「大学院のあり方」において、建学の精神のみならず、特色も明確に定められ、学内外に示されていることは高く評価できる。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

教育研究の基本組織として国際関係学研究科国際関係学専攻(GSIR)、国際経営学研究科国際経営学専攻(GSIM)、「国際大学研究所」「国際大学グローバル・コミュニケーション・

センター(GLOCOM)」「松下図書・情報センター(MLIC)」が、それぞれの使命・目的を達成するために適切に設置され、有機的な関連性を保ちながら運営されている。

また、教育方針などを形成する組織と意思決定過程は、2つの研究科教授会が設置され、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう整備され、十分に機能している。

このように、教育研究に関わる学内意思決定機関の組織は適切に整備されているとはいえ、学則上に定められた「大学評議会」と「運営委員会」との役割・機能が必ずしも明確に区分されておらず、どの程度両者が機能分担しているのか疑問である。

なお、教養教育としての特別なプログラムは持っていないが、人間形成のための教養教育については、当大学が学部を持たない大学院大学であることから通常の授業や論文指導、学生指導の一環として行われている。

【優れた点】

- ・「国際大学研究所」に特任研究員・客員研究員の制度を設け、学外・海外研究機関の研究員や研究科修了生なども受入れ、研究科教員、修了生、在学生の教育研究交流の場として十分機能していることは高く評価できる。
- ・2つの研究科が、他研究科授業科目を履修可能とする「クロス・レジストレーション」制度の積極的な活用などによって、密接な相互関連性を維持していることは高く評価できる。

基準3. 教育課程

【判定】

基準3を満たしている。

【判定理由】

学生便覧や履修要項には示されていないが、研究科ごとの教育目的が「大学院の目的に関する規程」に定められ、その内容は大学ホームページで公表されている。専攻若しくはプログラムごとに教育目的に沿った教育課程の編成方針と履修の要件が設定されている。

現実的な諸課題を教員と学生が共同で研究し、優れた修士論文・研究レポート作成などに生かす「プラットフォーム・プログラム」を開設している。国際関係学研究科は学際的な4つのプログラム(2年制)を、また国際経営学研究科はMBA(経営学修士)プログラム(2年制)とEビジネス経営学(1年制)を設定している。各授業科目を必修・選択・自由科目に分け、プログラムごとに指定科目と必要単位数を定め、年次配当も適切である。トライメスター制を採用し、授業期間は年間35週確保されており、各学期の授業週は定期試験を含めず10週行っている。成績評価基準はGPA(Grade Point Average)制がとられており、授業科目ごとに担当教員が成績評価の要件を定め、授業計画とともにシラバスに記載している。履修登録の上限設定もなされている。国際関係、国際経営の学識を涵養するという目的に沿ってすべての授業が英語で行われている。また、大学院レベルでの英語による授業を円滑に行うため、入学前の集中英語研修などを実施している。

学生による授業評価は1990年代から組織的に実施され、「修了生サーベイ」は10年以

上実施されている。また、国際経営学研究科がグローバルランキングにおいて高いランクを得てきたことは高く評価できる。

【優れた点】

- ・授業がすべて英語で行われていることは、大学院の建学の精神の実践として高く評価できる。
- ・国際経営学研究科は、エコノミスト・インテリジェント・ユニット社のグローバル・ビジネス・スクールのランキングや、Quacquarelli Symonds 社の「2009 世界ビジネス・スクール・ベスト 200」で、高ランクを得ていることは高く評価できる。

基準 4. 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

受入れ方針については、「大学院のあり方」に定められ、入学者選抜方針に相当する「アドミッション・クライテリア」も定められ、募集要項に明示されている。入学者選抜には国内居住者と書類選考による海外居住者を対象とする一般入試及び外国人留学生特別選抜があり、適切に運用されている。多様な学生受入れのための募集活動がなされている。収容定員と入学定員の充足状況は適切であり、授業を行うクラスサイズも適切である。

学習支援の体制については、図書館の開館時間やコンピュータ室の利用時間への配慮など、全寮制という環境に合わせた学生への支援体制が整っている。また、学生の学業成績状況を毎学期レビューして成績不振者には「ウォーニング・レター」を出すなどの指導教員や教務担当職員のきめ細かい対応がなされている。教学事項に関わる学生の声をくみ上げるシステムとして学生組織を立上げ、研究科長などを中心とする教員と定期的に意見交換を行っている。

学生サービスの体制では、学生センター事務室があり、全寮制のもとで職員の寮長が配置され、多様な留学生の生活などへの支援を行っている。また、最寄りの駅や病院へ毎日スクールバスを運行している。経済的支援では、企業・団体・政府などからの派遣学生が多く、私費学生についても各種奨学金制度が活用されている。

就職・進学支援などの体制では、企業派遣生・政府派遣生以外の支援を必要とする私費学生について、学生センター事務室の職員がキャリア・カウンセラーとしてきめ細かな支援を行っている。

【優れた点】

- ・毎年 40 か国以上からの多彩な留学生を受入れ、グローバル・リーダーとしての人材育成を行っていることは高く評価できる。
- ・図書館を 24 時まで開館し、コンピュータ室は 24 時間利用可能とし、学生がアクセス可能な学内ネットワーク上にコースフォルダを設置して教材や参考資料を閲覧可能にして

いることは高く評価できる。

- ・ 教学事項に関わる学生委員会が組織され、教員との定期的会合により学生からの要望・意見がくみ上げられていることは評価できる。
- ・ 40 か国以上からの留学生を含め全学生を対象に全寮制を実施し、きめ細かいサービス・支援を行っていることは高く評価できる。

【参考意見】

- ・ 外国人留学生数が増加している一方、日本人学生数が全学生の 1 割程度に減少していることから、既に掲げている日本人学生数を確保するための方策について実施が望まれる。
- ・ 受入れ方針については研究科ごとに定めることが望まれる。

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

大学院設置基準で求められている専任教員数を確保しており、教員の年齢構成や経済系の比重が若干多いものの専門分野別の教員構成は適切である。

教員の採用・昇任の手続きは「教員人事手続内規」に定められ、また採用・昇任基準は「教員資格評価基準」などに定められ、適切に運用されている。中でも教員の採用は、国際公募を原則として行われ定着している。

専任教員の教育担当については、必修科目を含め大半の科目を専任教員が担当しており、専任教員一人当たりの週担当時間数も、TA(Teaching Assistant)や RA(Research Assistant)の制度を活用して適切に設定されている。

教員の教育研究活動を支援する体制や活性化するための取組みは、過去 3 年間の業績と教員評価に基づく個人研究費の配分方式や学内公募に基づく助成金制度が確立しており、一定の成果をあげている。中でも教員の評価は毎年実施されており、各専任教員は前年度の教育・研究・大学行政に関する業績を記述した自己申告書を研究科長に提出し、これに基づき研究科長は各教員と面談し個別指導を行うとともに、学長への報告書を作成し、この報告書が教員の契約条件の決定や個人研究費額の決定などに活用されている。

また、FD(Faculty Development)活動に関しては、学生による授業評価は 1990 年代より実施されており、評価結果を踏まえて、研究科長と担当教員の面談などが定期的に行われている。

【優れた点】

- ・ 教員採用に当たって、国際公募を行っていることは評価できる。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

職員の組織編制の主眼を教育研究活動支援と大学組織の安定的運営支援に置き、「事務組織及び事務分掌規程」を定めて適切に人員配置がなされている。一方「職能資格基準規程」に職員の職能に応じた資格等級基準並びに総務・経理・教務・学生・図書・情報の 6 種類の職務に関する職能資格基準事例を詳細に定めて可視化するとともに、定期的に業績評価を行い処遇に反映している。創設以来の職員が数多く残っている結果、年齢構成に偏りが生じているが、組織内での人事異動を行うことにより幅広い業務経験を通じてバックアップ体制の強化を図るとともに組織の硬直化を防いでいる。

SD(Staff Development)については規模の小さな組織であることから、管理職によるコーチングや OJT を中心とした職能開発を中心に実施しているが、近年は他大学職員との交流や海外での PR 活動などに職員を派遣するなど、より実践的な取り組みも行い、実施されている。

教育研究活動支援については教務事務室、学生センター事務室などが役割を分担して学生の教育研究支援を行うほか、教員の教育研究支援についても関連事務部門が適切に行っており、特に科学研究費補助金、外部研究資金の獲得支援については、「経営推進室」「国際大学グローバル・コミュニケーション・センター(GLOCOM)」事務局が教員の支援に当たり成果をあげている。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

寄附行為、学則に基づき管理運営されている。決算の学内手続きに私立学校法に照らし不備があり改善を必要とするが、全般的には適切に運営されている。理事の理事会への出席状況、評議員の評議員会への出席状況も適切な水準にあるといえ、監事も必ず理事会に出席している。また、常任理事会を月 1 回開催し意思決定の迅速化を図っている。常任理事会は学長、研究科長も構成員であり、その場の議論を通じて経営と教学の意思疎通が図られ、連携が図られている。

「大学評議会」に自己点検・評価委員会が設置され、実施体制が整えられている。「大学評議会」は自己点検・評価報告書を理事長に提出することとなっており、教育研究などの改善、充実に活かされることとなっている。自己点検・評価の結果を新たな履修課程の設置など、教育内容の改善に反映させている。最近では「大学院自己点検・評価報告書 2006 年」が作成され、学内外の関係機関に配布するとともに大学ホームページ上でも公表されている。また、英語版によっても公表されている。

【改善を要する点】

- ・決算については、理事会の承認後に評議員会に報告していないので、私立学校法第 46 条に則り、適正な運営を行うよう早急な改善が必要である。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

消費収支は毎年の寄附金額によって変動が大きく、経済状況などによっては寄附金を予算どおりに確保することが困難であり毎年消費支出超過を発生させている。昇給の抑制や賞与支給率の削減、業務の外注化などにより人件費の抑制に努めているが赤字を補填するには十分とはいえ、その結果、銀行からの要請による期末越えの借入を除いても、負債率が高く、新たな教育課程の設置に制約のある状況である。寄附金依存体質からの脱却の必要性の認識から新たな 3 か年計画を立て、定員増を含めた学生数の確保、事業収入の確保のほか寄附金の確保のための企業連携の強化を推進しており、学長以下その成果の実現に向けて努力している。

会計処理は、学校法人会計基準や「経理規程」及び同施行細則に準拠し、適切に行われている。また、会計監査も監事と監査法人が連携し、適正に行われている。財務情報は大学ホームページに掲載されており、適切に公開されている。

外部資金の導入には外国人教員のために科学研究費補助金の申請書類や要項などを英文化するなどの工夫もなされ活発に行われている。また、委託研究費などの外部資金獲得や新たなノンディグリープログラムの推進などに努力がみられる。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

緑豊かな自然の中に設置基準を大きく上回る広大な敷地を有し、教育・研究施設のほか、学生や教員の居住施設まで整えたキャンパスである。豪雪地帯という地域性を考慮し、寮からキャンパス内に傘なしで行き来できるように工夫されている。24 時間利用可能な自習室や 7 時から 24 時まで利用可能な体育館など、キャンパス内での教育・研究活動に配慮されている。食堂では日本食ベースによるサービスがなされ、ほかに学生寮の共用キッチンでの学生による自炊が可能な設備も整備されている。図書館についても毎日 24 時まで開館しており、年間来館者 5 万人以上、年間貸出し数 2 万冊と十分に活用されている。学生数に対し十分な数のコンピュータが用意されているほか、教室・図書館・自習室など各所に無線 LAN が整備されている。

建物は新耐震基準以前のものも同基準に準拠して建設されており、耐震性は確保されている。先年の東日本大震災、東日本大震災において大きな被害に至らなかったことから施設の耐震性は確認されている。キャンパス内のバリアフリーについては各所にスロープを設けるとともに、エレベータを配置するなどして配慮している。

キャンパス内で生活する学生の足として市街地との間に定期的にマイクロバスを運行させており、寮生活を支えている。キャンパスの防犯については防犯カメラと警備員の巡回により適切に確保されている。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

経済界や地域社会の支援を背景に設立された大学であることから、社会に開かれた大学を目指して活発な活動が展開されている。社会連携活動はオープン・セミナーなど地域社会の教養増進、地域の異文化・国際交流、企業・自治体などの研修、国際開発協力の人材育成、英語教育の協力などが多面的に展開されている。また、地域開放活動として図書館を公開して特に豊富な英字書籍の利用を図っているほか、野球場の運営を南魚沼市に委託し地域の利用に供している。

教育研究活動では大学の特色を生かした社会との協力関係の構築を推進しており、企業や他大学との連携、地域社会への貢献を行っている。一例として教員・学生が企業などの課題解決を探る教育プログラムの実施や教育研修の受託が行われている。附置研究所の「国際大学グローバル・コミュニケーション・センター(GLOCOM)」は、企業、官公庁、各種団体などとの連携によりセミナー、シンポジウム、委託研究などを行い企業との関係は密である。また、開学当初から海外の数多くの大学との連携・協力が積極的に行われている。

地域社会との連携では大学が所在する南魚沼市と幅広い分野において連携・協力をするべく包括協定を結んで各種事業を行っており、学園祭を“International Festival”とし、南魚沼市からの人的、物的支援も受けて開催し親密な関係を築いている。この折に留学生は母国の伝統料理や民族舞踊を地域住民に紹介し、積極的に交流を図っている。

【優れた点】

- ・良好な関係を築いているインドネシア政府からの依頼による人材開発事業を 20 年にわたり継続して共同実施している取組みは高く評価できる。
- ・大学の特色である「英語力」を生かして、南魚沼市が実施している文部科学省認定の教育課程特例校「国際科」へ留学生を派遣するなど、地域の子供たちの英語力向上にさまざまな形で貢献していることは高く評価できる。

基準 11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

社会的機関としての必要な組織倫理については各種規程により確立され適切に運営されている。教職員の服務規律に関しては、就業規則の第 4 章服務規律に基本原則、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、個人情報管理などについて規定されている。また平成 18(2006)年には「倫理委員会規程」が制定され、人権侵害を防止するための「倫理委員会ガイドライン」が制定された。コンピュータ上の個人情報保護に関しては平成 15(2003)年「情報セキュリティ管理規程」が、コンプライアンスに関しては平成 22(2010)年「内部監査規程」「公益通報等に関する規程」が制定された。

自然災害等の緊急事態に対応できる体制の 1 つとして、役職教職員の緊急連絡先リストを作成、平成 16(2004)年と平成 19(2007)年に発生した 2 度にわたる中越地震の経験を踏まえて、平成 22(2010)年に「危機管理規程」を制定し、避難訓練も実施している。また自衛消防隊組織も制定し災害対策に取り組んでいる。

教育研究成果の広報活動では、各教員の研究成果は、研究科が発行するワーキングペーパーにより、大学のホームページなどを介し学内外に公表されている。

